

広島県告示第百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十年二月二十五日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	廃止年月日
		名称	所在地			
有限会社吉祥	有限会社吉祥	福山市手城町三丁目二〇番一号	福山市手城町三丁目二〇番一号	居宅介護支援事業所吉祥	福山市手城町三丁目二〇番一号	平成一九年三月一日
有限会社愛・ライフコミュニケーション	有限会社愛・ライフコミュニケーション	福山市川口町二一〇一四三	福山市川口町二一〇一四三	(有)愛・ライフコミュニケーション居宅介護支援事業所	福山市川口町二一〇一四三	平成一九年六月三〇日
社会福祉法人萌生会	社会福祉法人萌生会	東広島市西条町吉行一四五六番地	東広島市西条町吉行一四五六番地	居宅介護支援事業所あすなろ	東広島市西条町吉行一四五六番地	平成一九年一月一日
医療法人社団もみの木会	医療法人社団もみの木会	山県郡北広島町新庄二二四七番地一	山県郡北広島町新庄二二五四番地二	ふるさと指定居宅介護支援事業所	山県郡北広島町新庄二二五四番地二	平成一九年二月三二日
有限会社咲楽	有限会社咲楽	三次市島敷町八四六番地一	山県郡北広島町有田一一九二番地	ちよだ中央居宅介護支援事業所	山県郡北広島町有田一一九二番地	平成一九年二月三二日